

## 平成30年度 第6回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 平成30年9月10日(月) 午後1時30分から午後2時05分

2 開催場所 倉吉市役所 3階 第2会議室

3 出席委員 (26人)

会長 3番 山脇 優 委員

### 農業委員

2番 徳田和幸	委員	4番 松本幸男	委員	6番 室山恵美	委員
7番 林 修二	委員	8番 美田俊一	委員	9番 藤井由美子	委員
10番 河本良一	委員	11番 鐵本達夫	委員	12番 筏津純一	委員
13番 數馬 豊	委員	14番 金信正明	委員	15番 福井章人	委員
16番 西谷美智雄	委員	17番 原田明宏	委員	18番 山本淑恵	委員
19番 吉村年明	委員				

### 農地利用最適化推進委員

高見美幸	委員	涌嶋博文	委員	塚根正幸	委員	田倉恭一	委員
西谷昭良	委員	小谷俊一	委員	山下賢一	委員	小谷義則	委員
影山卓司	委員						

4 欠席委員 (1人)

1番 谷本貴美雄 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第38号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第39号 農用地利用集積計画の決定について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

主幹 石賀 康一

主任 隅 陽介

7 会議の概要

### (1) 開 会

事務局 只今から、平成30年度第6回農業委員会会議を開会いたします。はじめに山脇会長にごあいさつをお願いいたします。

## (2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

### ※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条によりまして、会長が議長となり会議を進行していただきます。山協会長、よろしくお願ひいたします。

### ※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 欠席者が1名でございます。谷本委員が梨の関係で、大阪に行っところろが、スーパーはくところが全面運休になって、昨日、帰ってこれなかったということです。今日も大雨警報が出ておりますんで、まだ止まるとるようで、帰れなかったということで連絡がございまして欠席です。

## (3) 議事録署名人の決定

議 長 議事録署名人は、15番 福井委員、16番 西谷美智雄委員にお願いいたします。

## (4) 連絡・報告事項

議 長 それでは、連絡報告事項の中で、農家相談会の担当者の方。はい、林委員。

7番 7番 林です。8月15日、1名の相談がありました。〇〇〇の〇〇さんという方でして、県の管理しとる道路の横しの水路脇のフェンスを葛が入ってくる。何とかしてほしいということで来られました。県の維持管理課に農林課より連絡していただきましたところ、県から9月中に草刈りをするということがあったようでございます。それから、もう1点は、同じ〇〇さんでございませけれども、もう歳を取って、もう1年ほどしか作れん。で、なんとか誰か探してほしいということでございましたけれども、以前も出とったようです。それで、相当条件が悪いということでしたけれども、とりあえず、あっせんをしてもらおうということで、用紙を渡しまして書いていただきました。それで、本人に言っときましたのは、先回も出とるようでしたけど見つからなんだということで、1年かけて探してはみますけれども、無い場合はご容赦くださいというご了解をいただいております。以上です。

議 長 ありがとうございます。事務局。

事務局 別添の平成30年度第6回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項をご覧ください。(以下事務局説明)

## (5) 議 事

議 長 それでは、本日の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局 本日の議案につきまして、資料に基づいて説明させていただきます。

まず、議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請についてということで、議案の2ページのとおり、3件、合計で5筆の所有権移転の申請が出ております。

本日は、4条、5条の転用申請がございません。

続いて、議案第38号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてということで、4ページのとおり、2件の申請が出ております。

最後に、議案第39号 農用地利用集積計画の決定についてということで、7ページから8ページのとおり、利用権設定の申出が5件ございました。

本日の議案につきましては以上でございます。

それから、本日別紙で告示の資料を配らせていただいております。農業委員会でご審議いただいた下限面積、別段の面積の設定について決定していただきまして、9月1日から施行ということで、このたび9月1日付で告示をしております。今後、3条の判断の際に使用する下限面積はこの告示のとおり、全ての地区で引き下げとなっておりますので、ご確認をよろしく申し上げます。以上です。

#### 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは、議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請についてお諮りいたします。質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないということでございますので、挙手による採決を求めます。賛成の委員の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議長 全員賛成でございますので、承認といたします。

#### 議案第38号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議長 続きまして、議案第38号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮りいたします。この件につきましては現地の調査に行っております。当番委員であります、徳田委員・西谷昭良委員・私・藤井代理そして隅主任で行っておりますので、徳田委員より報告をお願いします。

2番 報告をさせていただきます。本日、出ております2件の圃場を見てまいりました。後で帰って協議をいたしますのに、何ら問題はないと確認いたしましたので、報告をさせていただきます。

議長 只今、報告がございました。非農地証明につきまして、皆さんでご質疑はございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成でございますので、承認といたします。

議案39号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして、議案第39号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。これにつきましては、該当委員にかかる案件がございますので、先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、7ページ番号1番の、有限会社 真栄農産は9番 藤井委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(藤井委員 退席)

議 長 事務局、説明をお願いします。

事務局 7ページ番号1番でございます。〇〇〇〇〇〇の2筆2,911㎡の賃借権の設定でございます。貸付人・借受人等につきましては以下記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今の説明につきまして、ご質問等ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 藤井委員の入場をお願いいたします。

(藤井委員 入場・着席)

議 長 藤井委員へ、只今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。引き続き、その他の案件について、お願いします。

事務局 7ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は11,617㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては7ページから8ページのとおりでございます。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況等につきましては、9ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 全体についての承認を求めます。賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 全員賛成でございますので、承認といたします。

#### (6) その他

議長 (6) その他の項に入らせていただきます。事務局。

事務局 その他報告・連絡事項の別紙をご覧ください。(1) あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について。あっせんの申出がございました。農家相談でもありました件であります。相談者は〇〇〇〇さん。所有者も同じでございます。あっせん委員の選任をよろしくお願いいたします。

議長 先程から説明がございました〇〇さんの〇〇〇の件でございます。あっせん委員を2名ということで、ここで決めさせて頂こうと思いますが、これは〇〇地区の担当委員であります吉村委員。それから、もう1名は涌嶋委員さん、お願いできますか。では、2名の方をお願いしたいと思います。

次に、(2) 農地等あっせん活動の状況について。報告を。筏津委員。

12番 筏津です。まず①の〇〇〇〇〇さんの件ですけれども、本人と面談しまして、現在は近所の方に作ってもらってますんで、先々、自分ができんようになったらというような考えで売買ですけど、なかなか売買が難しいんで、当面賃貸でということで話は付けました。

②の〇〇さんですけど、本人は〇〇におりまして、実家の方がお母様ですけども、今、入院中で連絡が取れません。で、〇〇さんに電話して、現在、この全てが賃貸で作ってもらってますんで、当面そのまま賃貸で作ってもらうようにしてます。で、売買はかなり難しいんで話しております。

議長 只今、2件の報告がございましたが、どちらも継続して賃貸で作ってもらうということで了承を得たということでございます。次の③につきましては、金信委員からお願いします。

14番 金信です。この件は現在、長期間にわたって借入れしてこられた人が、もう作ることができないということで、今回のあっせん申請になったというこ

とでございまして、改めて、相談者の〇〇さん、〇〇におられますんで電話をして、本当のところどうですかと言ったところが、倉吉に住んでいないので売買したいということでした。そこで、この団地という具合に一連の9枚、田んぼで言うところであつたと思いますが、作っておられる方といろいろ話をしましたところ、この方が言われるのは、この団地の水が、入れてもすぐ抜けてしまうということで、非常に、米を作るのには条件が悪い。このようなことが最大の理由で、ちょっと買うような人はいないと思いますよということでした。従いまして、今後も、相談者の売買したいということ踏まえて、話はしていきたいと思いますが、いずれにしても、耕作放棄、不作付地ということにならないように、別の人を探して、どなたか作ってもらおうというのを当面の課題にして、来年から誰も作り手がおらんということにならないように、そういった形でもって努力をしていきたいと思いますので、今日の段階でこれこれということになりませんが、引き続き、そういったあっせんをしていきたいということです。以上です。

議長

ありがとうございました。以上であっせん等については終わります。  
全体的にその他のほうでありますか。はい、山本委員。

18番

去る7月12日ですけれども、砂丘レイガーデンっていうところで、鳥取県農業委員会女性協議会パワーアップ研修会、これは新聞にも出てましたけれども、参加させていただきました。私は事例発表の1人として意見を述べさせていただきましたんですけれども、その中で、今年1月10日と11日に東京でありました、全国農業委員会女性協議会総会並びに女性農業委員登用促進研修会に参加させていただきましたけれども、その中で示された資料によって、都道府県農業会議が実施する機構集積支援事業で女性農業委員登用促進アドバイザーに委嘱されていなかったのは、鳥取県と秋田県だけでした。しかも、秋田県は会長だけは委嘱されておられる状態でしたけれども、鳥取県は会長でさえ委嘱されていないという状況でした。鳥取市の農業委員会の会長と職務代理っていうのが、女性が選出されるってことで、これは全国初でないかということで、お祝いの会も兼ねてされたんですけど、そういうこともいいんですけども、実は、女性がそういう登用、全然、鳥取県は女性が登用されていないっていうか、重要視されていないっていうのは、こういう資料で全国に出ちゃうんですよ。だけ、そういうこともちょっとは気にしてくださいっていう。やっぱり、いかに小さい県といえども、そういう全国大会に代表として出るからには鳥取県を背負って出ますんで、肩身の狭い思いをさせるなということ言いたかったんです。その場で。こないだ、鳥取県の女性協議会の役員会が9月3日に水明荘であつたんですけれども、その時に事務局が、今度は何とか考えましょうというようなことになったということ報告されましたんで、ありがとうございましたっていうふうにしておきました。

議長

今、女性も男女共同参画って、女性になっても別におかしいことないんです。だけ、かえって、なったけって、祝とか必要ないと思う。花束送ったりとか。

私の意見としては、これはなあって当然だもん。普通だと思わないけんだ。それをなあって、鳥取県で初めて会長、鳥取市で女性が出たけって、なんでそんなことせないけんだ。会があつたら言ってもらってもいいけど、倉吉の委員会はそういう話が出とつたって、刺激を与えてあげて。中四国の大会については後でちょっとまた総務委員の方と相談させてください。

18番                    それもよろしく。

議 長

中四国大会があつて女性の会があるということなんですけど、ちょうど、倉吉の県外研修の日程とまったく一緒なんです。定例会だったら欠席はいいですけども、やっぱり1年に1回の県外研修はちょっとねえって今言ったところなんです。やっぱり地元優先でお願いしたいなということなんですけど、ちょっとまた総務委員長とも話をさせてください。ということで、代表としても考えておりますし、ですから、農業会議も、東京の全国大会の女性会議も、自腹で行かせたりとか、去年あつたもんで、私が、それだったら倉吉は一切出さないよ。出席させないよと言つたもんだから、ちょっと予算を組んだみたいです。来年の3月分から。ということで言つてましたんで、たぶん、良くなつてくると思います。ということで、参加できる限りは行つてもらいたいと思います。おかしいことだで。招集しときながら、行つてくれって言いながら旅費は自腹ですよなんてそんな馬鹿な話はないと、会議にちょっと文句を言つたもんですから。

はい、鐵本委員。

11番

総務の関係ですけど、違反の転用のことがあるでないかと、以前そのことで2つの業者の方を呼んで総務委員会としてお話ししまして、1つの〇〇さんです。あれは、ちょっと今日、見に行つたりして、遅くなりましたけど、場所を移して、ちゃんと完全に機械等も置いてあります。もう1つ、〇〇〇〇の方については、あと4ヶ月でないかというようなことで、何らかの文章を出した方がええか、ちょっと検討をさせていただきたいと思います。のんきに構えとつて、一応、年内いっぱいくらいまでは待ちますからって、まだ延ばすだろなんて猶予みたいな安気なことを思われてもいけないんで、あと何ヶ月ですよ。時間ありませんよ。つてなことを考えております。以上です。

議 長

その他で何かありませんか。はい、河本委員。

10番

これ、農業新聞の切り抜きなんですけど、農地法が改正になって、ハウスの中を全面コンクリート張りにしてもいいということになるみたいですけど、農業施設ちゅうか、要するに倉庫的なものはどうなるんかいなど。そこがちょっと知りたいなと思つて。

議 長

はい、隅主任。

事務局 今、おっしゃられたとおり、今まではコンクリート張りしたハウスについては転用の扱いだったんですけども、コンクリート張りでも農地として扱うという改正がこれからされるんですけども、それは、あくまでコンクリートの上で作物を栽培される場合であって、倉庫のようなものは今までどおり転用の扱いになります。農業用施設であっても転用の扱いです。

議 長 河本さん、〇〇〇〇に石置いたところに、ハウス建てて農機具倉庫にしとるでしょ。あれは200㎡以下だから大丈夫です。

10番 200㎡以内でもコンクリしてもいいんですか。

事務局 届出が要ります。

10番 届出が要るんですか。

事務局 200㎡未満、正確には以下じゃなくて未満ですけど、200㎡未満のは許可が要らない。届出で済むってだけで、転用は転用ですんで、コンクリしてもらっても構いません。

10番 わかりました。

議 長 他にございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら、これをもちまして本日の定例会を終了といたします。

— 午後2時05分 閉 会 —